

# 官製談合再発防止対策について (答申)

令和4年12月

土庄町官製談合再発防止対策検討委員会

はじめに

令和4年2月3日、土庄町前町長が町道沖之島線道路整備工事で事業者に最低制限価格を漏洩したとして官製談合防止法違反などの疑いで逮捕（その後、懲役2年、執行猶予4年が確定）されたことにより、町政の信頼は失墜し、町の入札契約制度の公正性にも疑念が持たれている。

この事件の発生を受け、再発防止のための対策の検討を行うための組織として設置されたのが、土庄町官製談合再発防止対策検討委員会であり、我々、委員3名は令和4年7月1日、岡野能之町長から委員に委嘱され、対策の検討に着手した。

今般の事件は、町長という公選の政治家であり、自治体を統轄、代表し、指導する立場にあった者が引き起こしたものであり、役場職員はもとより町民を失望させた。すでに報道されているとおり、町は近年、およそ正常とは言えない状況に置かれていた。大統領制にも近似する首長制の下で再発をいかにして防ぐか（全国の類似の事件にも共通の課題が潜んでいると考えられるが）、町の立地環境なども考慮しつつ、様々な観点から検討した結果を集約したものがこの答申である。あらゆるリスクに備え、起きてはならないこと、やってはならないことを制度的にいかにして担保するかという点に腐心をした。制度的な課題とともに、制度の運営は人が行うものであることから、研修教育や服務規範の観点からの対策を両面で講じることを求めている。

町の信頼は大きく傷ついている。信頼の回復は容易ではない。しかし、これまでの不正常的な状態を正常に戻さなければ、町に未来はない。二度と町民の信頼を裏切ることがないように、町当局には、断固たる決意を持ち、組織一丸となって再発防止に取り組んでいくことを切に望むものである。

令和4年12月20日

土庄町官製談合再発防止対策検討委員会

委員長	渡邊 誠
委員	徳田 陽一
委員	白川 尊大

## 目 次

第1	事件の概要・経過	P 1
1	事件の概要	
2	事件発生後の経過	
3	裁判所が認定した事実	
第2	再発防止策の検討	P 4
1	組織・委員構成	
2	任期	
3	開催状況	
第3	事件発生の背景・要因	P 5
1	長期にわたる副町長の不在	
2	情報管理体制	
3	公務員倫理上の課題	
4	島しょに立地する自治体特有の環境	
第4	再発防止策	P 7
1	権限の分散、情報漏洩対策の徹底	
2	公平性・競争性の確保	
3	ペナルティ措置の拡大による抑止力の向上	
4	執行体制等の改革	
5	監視、検証体制の強化	
6	職員倫理、服務規範の徹底（事件を風化させない仕組みの構築）	
第5	参考資料	P 13

## 第1 事件の概要・経過

### 1 事件の概要

町発注の「(社会資本整備総合交付金) 町道沖之島線道路整備工事(橋梁下部工)」の入札執行に際し、前町長は非公表であった最低制限価格を入札参加業者に漏らしたなどとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下「官製談合防止法」という。)違反と公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕起訴され、懲役2年(執行猶予4年)の有罪判決を受けた。

### 2 事件発生後の経過

月 日	内 容
令和4年 2月 3日(木)	前町長を官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕
	A株式会社の元役員とB株式会社の元相談役を公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕
	香川県警による町役場庁舎への家宅捜索
4日(金)	町長が職員に訓示(館内放送)
	臨時課長会の開催
	マスコミ取材対応(町長、参事、総務課長)
7日(月)	町公正入札調査委員会の開催
9日(水)	町議会全員協議会の開催
	「沖之島離島架橋工事入札の経過及び官製談合の件について」
	A株式会社を指名停止(14か月)
	B株式会社を指名停止(12か月)
18日(金)	町議会から町長へ「官製談合に係る対応を求める申入書」の提出
22日(火)	A株式会社を代表者とする特定建設工事共同企業体との協議により、「(社会資本整備総合交付金) 町道沖之島線道路整備工事(橋梁下部工)」の契約を解除
24日(木)	前町長を官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の罪で起訴
	A株式会社の元役員とB株式会社の元相談役を公契約関係競売入札妨害の罪で起訴
3月 4日(金)	町建設工事等入札参加資格審査委員会の開催 ・現行の入札制度の見直しを協議
11日(金) ~23日(水)	町職員に対する聞き取り調査の実施

4月 1日 (金)	見直し後の入札制度の運用開始（最低制限価格へのランダム係数の導入、一般競争入札の適用範囲の拡大等）
13日 (水)	第1回公判
25日 (月)	第2回公判 ・前町長に懲役2年、A株式会社の元役員とB株式会社の元相談役に懲役1年6か月を求刑
5月11日 (水)	町議会臨時会の開催 ・土庄町官製談合再発防止対策検討委員会設置条例の可決
6月 1日 (水)	第3回公判 ・前町長に懲役2年（執行猶予4年）、A株式会社の元役員とB株式会社の元相談役に懲役1年6か月（執行猶予3年）の有罪判決
16日 (木)	刑の確定
7月 1日 (金)	第1回土庄町官製談合再発防止対策検討委員会の開催
8月30日 (火)	第2回土庄町官製談合再発防止対策検討委員会の開催
11月28日 (月)	第3回土庄町官製談合再発防止対策検討委員会の開催
12月20日 (火)	第4回土庄町官製談合再発防止対策検討委員会の開催

### 3 裁判所が認定した事実

前町長に対する一審判決

令和4年6月1日 高松地方裁判所令和4（わ）第28号

【主文】懲役2年、執行猶予4年

【罪となるべき事実（概略）】

被告人（注：前町長）は、平成26年1月22日から令和4年1月21日までの間、香川県小豆郡土庄町長として同町の業務を統括し、町が発注する公共工事の入札における最低制限価格の決定等の職務を掌理していた。

被告人は、令和3年11月9日に同町が入札を執行した「(社会資本整備総合交付金) 町道沖之島線道路整備工事(橋梁下部工)」(以下「本件工事」という。)の入札後審査型一般競争入札により行う請負契約の締結に関し、前記職務を掌理する者として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、A株式会社元役員及びB株式会社元相談役と共謀の上、A株式会社を代表者とする特定建設工事共同企業体に本件工事を落札させようと企て、同月5日頃、B株式会社元相談役に対し、電話で、本件工事の入札に関する秘密事項である最低制限価格を教示し、さらに、同月8日頃、B株式会社元相談役

がA株式会社元役員に対し、電話で、最低制限価格を教示し、よって、同月9日、同町において執行された同入札において、A株式会社を代表者とする特定建設工事共同企業体をして、最低制限価格に近似した金額で入札させて本件工事を落札させ、もって偽計を用いるとともに入札等に関する秘密を教示することにより、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

## 第2 再発防止策の検討

前町長の官製談合防止法違反等による逮捕、起訴を受け、その発生に至った課題の抽出及び再発を防止するための対策について検討を行うための検討組織として、町では「土庄町官製談合再発防止対策検討委員会」を設置することとし、町議会の5月臨時会に関連議案を提案、5月11日に議決された。

委員会の組織、開催状況は以下のとおり。

### 1 組織・委員構成

氏名	所属等	役職
渡邊 誠	国立大学法人 香川大学大学院 地域マネジメント研究科 特命教授	委員長
徳田 陽一	碧海総合法律事務所 弁護士	委員
白川 尊大	白川公認会計士事務所 公認会計士	委員

### 2 任期

令和4年7月1日から答申を行う日まで。

### 3 開催状況

回数	月 日	内 容
第1回	令和4年 7月1日(金)	・委嘱状の交付 ・委員長の選出 ・町長から委員長への諮問 ・議事(1) 前町長による官製談合事件の概要について (2) 事件発覚から現在までの対応について (3) 土庄町の建設工事等の入札制度について (4) 委員会の進め方について
第2回	8月30日(火)	・議事(1) 官製談合再発防止対策について (2) 今後の委員会の進め方について
-	10月14日(金)	・委員長による町への追加調査
第3回	11月28日(月)	・議事(1) 答申案について (2) 今後の委員会の進め方について
第4回	12月20日(火)	・議事(1) 答申について ・町長への答申

### 第3 事件発生の背景・要因

委員会が審議の過程で町当局から聴き取りを行った結果、今般の事件が発生した背景や要因としては以下のようなものがあったと考えられる。

#### 1 長期にわたる副町長の不在

副市町村長は、市町村において首長を補佐し、首長不在の際にはその職務を代行するとともに、庁内職員を監督する極めて重要な役割を有しており、一般に市町村においては入札契約事務の執行においても健全性や透明性を保つ上で、中心的な役割を有している。

ところが、本町においては、副町長が短期のうちに交代を繰り返すなど、結果として長期にわたって事務方トップの副町長が不在となる極めて特異な状況が続いた。こうしたことが、町長への過度な権限の集中や庁内事務の監督が不十分な状況を招き、今般の事件を発生させた大きな要因となったものと考えられる。

このような地方自治制度上、望ましからざる環境の中で職務に当たってきた職員の苦衷は察するに余りあるものがあり、町政の遂行上も支障を来したものと考えるが、いずれかの時点で住民自治が機能し、不正常的な状態を是正することができなかったのは、遺憾とするところである。今後、かかる事態に陥ることがないことを切に望むものである。

一方で、このような不正常的な状態が生じた場合であっても、第三者による客観的な視点から町の入札執行状況や、制度運営の在り方を監視する仕組みがあれば、健全性の維持が図られた可能性はあるが、こうした点においても不十分な体制にあったと考えられる。

#### 【近年の副町長の在任の状況】

平成 26 年 2 月 1 日～平成 26 年 12 月 18 日	難波副町長
平成 26 年 12 月 19 日～平成 26 年 12 月 21 日	不在
平成 26 年 12 月 22 日～平成 28 年 3 月 31 日	島田副町長
平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	不在
平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	宮原副町長
平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日	不在
令和 4 年 6 月 1 日～	現副町長

#### 2 情報管理体制

前町長が価格情報を入手したのは施工伺いの決裁の過程であったと考えられている。本町においては決裁規程により 500 万円以上の入札契約案件等は町長が決裁権者となっていたこともあり、同金額以上の支出負担行為の決定、支出命令等については町長決裁を受ける必要があったものであるが、設計価格や設計内容の詳細を知り得る資料が添付されてい



たことが価格情報の漏洩につながったものと考えられる。また、予定価格の封かん作業も町長室で行われており、二重の漏洩リスクに晒されていたと言える。

町長は決裁規程で定められた額以上の入札契約案件の執行の最終判断を行う立場であり、判断の際に必要な資料や情報を事務方から提供しなければならないことは言うまでもないが、それは自治体の長としての政策判断を行うのに必要かつ十分な範囲の情報とすべきではなかったのか。特に、首長は政治家であることから、選挙の過程で様々な利害関係者の影響を受ける可能性があることを前提とした制度設計を行わなければ、再発防止を図ることは期しがたい。全国で自治体首長が関与する官製談合の摘発が続いているのも、ここに根本的な原因があるものと考えられる。

さらに、設計価格そのものや設計内容の細部まで決裁資料に添付すれば、町長に限らず、決裁の各段階での情報漏えいのリスクにも晒されることにもなることから、抜本的な情報管理体制の確立が不可欠である。

### **3 公務員倫理上の課題**

前町長が特定の事業者への最低制限価格の漏洩に至った背景には、家計的な状況など様々な要因があったことが報じられている。自治体首長は当該自治体を統轄する代表者として、私利私欲なく公のため、地域の発展のために尽力する高い倫理性が求められる。一方で、自治体首長は公選であることから、政治活動を通じて各方面から働きかけを受けることにもなるが、従来、本町においては、公選職であることを考慮に入れた、町長に対する公務員倫理の研修体制には不十分な面があったと考えられる。事務執行の面で強い権限を持っている特別職も例外とすることなく、公務員倫理の研修対策の充実が求められる。

### **4 島しょに立地する自治体特有の環境**

本町は小豆島に立地していることもあり、島しょ特有の地縁、血縁に起因する人間関係の距離の近さが入札契約の適正な執行を確保する上で、考慮しなければならない重要な要素であることが本委員会の審議を進める中で明らかとなった。行政職員は公務員であると同時に地域を形成する住民でもある。行政（職員）と事業者が「公」の立場と「私」の立場をわきまえ、互いの努力により、適切な間合いが確保されることで、地域の公共空間を形づくる健全な気風が醸成されるよう努めていくことが求められる。

町当局においても、このような島しょならではの環境要因を考慮した組織運営や職員への公務員倫理を含めた教育訓練が継続的に行われるよう努めていく必要がある。

## 第4 再発防止策

前述のような事件の発生要因や今般の事件の影響の大きさを踏まえ、委員会としては、従来の地域の水準を超える高いレベルの対策を講じなければならないとの認識の下、再発防止のための対策の検討を行い、意見の集約を図った。対策の内容は、これまで本町で行われてきた入札契約事務を大きく変更せしめるものでもあり、答申の実行には困難もあるかもしれない。しかし、町当局には、今般の事件を契機に、官製談合は絶対に許さないという姿勢を内外に示し、二度とかかる事態を発生させることがないように、断固たる決意を持ち、組織を挙げて再発防止に取り組むことを希望する。

### 1 権限の分散、情報漏洩対策の徹底

#### (1) 価格情報の管理の徹底

- ・従来は、施工伺いの際に、設計価格そのものや、事業の細部までを網羅した資料を添付していたが、今般の事件の発生を踏まえ、政治家である首長を含めた幹部職員が設計価格を知ることができない体制を構築すべきである。
- ・このため、施工伺いへの添付資料は、事業の執行の可否に係る政策判断に必要な情報に留めるとともに、10万円未満単位の切上げなどを行うようにすべきである。このような価格情報に触れる職員の制限や添付すべき情報の範囲について、後述する「公正入札・官製談合防止マニュアル」（仮称）を策定し、ルール化を図るべきである。

#### (2) 決裁区分の見直しと予定価格の封かんプロセスの分離

- ・従来は、500万円以上の入札契約案件については、予定価格の封かんを町長室で行っていたが、決裁区分と予定価格の封かんプロセスを分離し、予定価格の封かんは入札契約事務の実務を担っている建設工事等入札参加資格審査委員会の委員が中心となって行う体制に移行すべきである。
- ・これまで、町長は500万円以上の入札案件の全てに関与してきたが、自治体首長としてより大きな政策判断に注力する観点から、1,000万円以下の入札契約案件については副町長以下の幹部職員に決裁権限を委任すべきである。

#### (3) その他の情報管理に係る基本的事項の徹底

- ・上記のほか、情報漏えい対策として、積算システムへアクセスできる者の制限（実務者と担当係長のみとする。）、電子ファイルへのパスワードの設定、ミスプリントのシュレッダー廃棄、施工伺い作成過程の資料の保管場所の施錠と鍵の保管場所の秘匿などの基本的事項の徹底を図るべきである。
- ・職員と事業者との業務上の連絡手段として、公用の携帯電話を導入すべきである。連絡

手段としては、公用の携帯電話、役場の固定電話及びパソコンに限定することとし、私用の携帯電話、スマートフォン、パソコン等で行うことは禁止すべきである。ただし、職員が自治会、教育、文化、スポーツといった地域住民としての活動など私的な活動についての連絡を勤務時間外に私用の携帯電話等で行うことを妨げるものではない。

#### (4) 予定価格の事前公表について

- ・本町では、職員の精神的な負担軽減を図ることなどを理由に、平成 29 年度から指名競争入札については予定価格を事前公表することとし、今般の事件を踏まえ、一般競争入札、測量・建設コンサル業務にまでその範囲を拡大したところである。一方で、予定価格の事前公表については、談合が一層容易に行われる可能性があること、積算能力が不十分な事業者でも受注する事態が生じること、などのデメリットが国から指摘されている（平成 26 年 10 月 22 日総務大臣・国土交通大臣連名通知）。このほかにも予定価格の事前公表を続けた場合、落札価格が予定価格の近傍に高止まりし、今後、役場庁舎や今般の事件の舞台となった町道沖之島線道路整備事業などの大型公共事業の地方債の償還が本格化していく厳しい財政状況の中で予算を節約することができなくなるリスクを抱えることになる。こうした状況を踏まえ、予定価格の事前公表については取りやめるべきである。なお、職員の精神的負担の軽減については、庁内・捜査機関への通報体制を構築することでなされるべきである（後述）。

## 2 公平性・競争性の確保

### (1) 変動型価格決定方式の本格的導入

- ・本町では、今般の事件を契機に本年 4 月から最低制限価格への変動型価格決定方式（ランダム係数）を導入したところである。変動型価格決定方式とは、基準価格にランダム係数を乗じて価格に幅を持たせることにより、価格情報（予定価格、最低制限価格など）を聞き出そうとする町長を含む職員への働きかけを無意味にしようとするものである。これをさらに効果的なものとするため、予定価格にも対象を拡大するとともに、変動範囲を現行よりも大きくし、基準価格の±1%の範囲で、機械的に算出されるような制度設計とすべきである。

### (2) 総合評価落札方式、低入札価格調査制度など価格以外の要素を評価する入札手法等の導入

- ・価格のみを重視する落札方式が不正を発生させる要因ともなっていることから、価格以外の技術的な要素を契約の条件として総合的に評価する「総合評価落札方式」とダンピングを防止するための「低入札価格調査制度」の導入を図るべきである。その際、地域の事業者の技術力の向上に加え、週休二日制、社会保険への加入促進といった働き方など

の雇用環境の改善、町が実施する研修への参加実績、地域貢献などを積極的に評価し、地域産業の発展にも寄与する仕組みとすべきである。

- ・導入に際しては、3,000万円以上の建設工事を対象に、まずは「市町村向け簡易型」から導入を図り、定着した段階で、「標準型」に移行していくことを期待する。
- ・上記以外にも、プロポーザル方式や、設計段階から施工業者が参画し、施工業者の提案する技術やノウハウを検討することにより施工段階における設計変更リスクを低減するECI（Early Contractor Involvement）方式の導入を検討すべきである。

### （3）一般競争入札の適用範囲の拡大等

- ・国、地方ともに入札契約の原則は一般競争入札（地方自治法第234条）とされていることを踏まえ、これまでの指名競争入札を中心とした考え方から転換を図るべきである。建設工事、管工事、電気、機械工事については1,000万円以上、物品調達、測量・建設コンサルタント業務などの役務については500万円以上の入札契約案件を対象とし、参加資格の制限（町内、郡内、県内等の地域の設定や施工実績など）については適切に運用する体系を検討されたい。
- ・現在、町が発注する入札契約案件の参加資格等を審査する組織として、「建設工事等入札参加資格審査委員会（委員長は副町長）」が置かれているが、実態として同委員会は参加資格だけでなく、入札契約事務の全般についても審議する場ともなっている。このため、実態に合わせる観点からも「入札等審査委員会（仮称）」に名称を変更するとともに、「公正入札調査委員会」との一元化（後述）について検討すべきである。

## 3 ペナルティ措置の拡大による抑止力の向上

### （1）違反を犯した者の競争入札参加資格の取消し等

- ・官製談合事案が発生した場合には、直ちに指名停止措置を講じることは当然であるが、これだけでは抑止力として甚だ不十分であると言わざるを得ない。
- ・談合に関与した事業者に対しては、原則として指名停止期間は土庄町建設工事指名停止等措置要領上の最長の期間（24ヶ月）を適用させること、関与した役場職員等（特別職である町長、議員等を含む。）に対しては、損害賠償を請求することのルール化を図るべきである。
- ・その上で、地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する最長3年間の入札参加資格停止措置の導入を図るとともに、工事請負約款に基づく違約金を契約額の1割としているものを2倍以上に拡充すべきである。
- ・上記の措置の導入に伴い、本町が行う入札参加資格登録時の審査において、過去の指名停止や違法行為への関与の有無を審査項目に加えるべきである。

## 4 執行体制等の改革

### (1) 入札契約事務の執行体制の強化

- ・現在、入札契約事務を所管する総務課は、選挙、人事、防災、デジタル化推進など様々な事務を所掌しており、情報管理を徹底する観点から適切な部署であるとは言い難い。このため、入札契約事務については、出納室を会計課（仮称）などに改組した上で、会計事務を担う専門組織において所管する体制を構築すべきである。

### (2) 価格算定のデジタル化、電子入札の適用拡大等

- ・2の(1)で述べた変動型価格決定方式（ランダム係数）の算定は、人間の作為が介在する余地をなくす観点から機械的に算出する仕組みとするとともに、価格情報の予見を困難にする観点から端数の処理（予定価格、最低制限価格、調査基準価格等）は行わないこととすべきである。さらに、そのプロセスについては、決裁権者が一切の関与ができない状態で、開札時に自動的に算定がなされるよう留意すべきである。
- ・本町の入札契約全般についても、情報漏えいリスクの低減化や一層の透明性、公平性の確保を図る観点から、周知期間を設けた上で、段階的に全面的な電子入札への移行を図っていくべきである。

### (3) 人事異動の適切な実施

- ・行政機関に限らず、一般に、人事異動は不正行為が露見するきっかけとなることが多い。同一のポジションに長く配属することが不正を発生させるリスクを高めていると言える。本町においては、技術職員の不足など困難な点もあろうかと推察するが、最長でも3年に一度程度は人事配置を転換することなど人事戦略上の措置の導入について検討されたい。

## 5 監視、検証体制の強化

### (1) 入札契約監視委員会（仮称）の設置

- ・今般の事件の発生に至った背景には、入札契約事務執行の監督者となるべき副町長の長期不在などの不正常的な状態が長期にわたって続いてきたことなどが挙げられる。本来であれば住民自治が適切に機能することで不正常的な状況の是正が期待されるところであるが、本町においてそのような正常化機能が発揮されることがなかったのは遺憾とするところである。
- ・このような反省を踏まえ、入札契約事務の適正な執行状況等について、第三者による中立・公正な立場から客観的に監視する仕組みとして、学識経験者等からなる「入札契約監視委員会（仮称）」を設置し、落札率や契約状況等の状況の監視を行う体制を構築すべきである。

- ・同委員会の開催状況は、資料、概要を含め、本町の入札契約事務の透明性、向上性の確保に寄与する観点から、原則、公表することや（個人情報特定される部分等を除く。）、委員会から町当局に対して制度の不備の是正措置などについて必要な勧告ができるようにすべきである。

## （２）捜査機関（公正取引委員会、警察）との連携体制の構築

- ・外部からの談合情報のほか、落札結果に何らかの規則性が見られる場合などに、捜査機関（公正取引委員会、警察）に速やかに通報する体制の導入を図るべきである。
- ・なお、談合情報が寄せられた場合には「公正入札調査委員会」において調査審議を行うこととされているが、「建設工事等入札参加資格審査委員会」と構成メンバーが重複していることや、これまでの開催実績などを考慮し、この際、新設の「入札等審査委員会（仮称）」に機能を一元化することについて検討を行うべきである。
- ・従来、外部からの談合情報が寄せられた際、入札参加者から念書を取った上で、入札を執行していたところであるが、こういった場合は「入札等審査委員会（仮称）」での審議の後、捜査機関に通報することのルール化を図るなど公益通報への対応を整備すべきである。また、このような場合には一旦、入札は中止し、設計内容の見直しを行うこととすべきである。
- ・1（４）で述べたとおり、町当局では職員の精神的な負担を軽減するなどの観点から予定価格の事前公表を行ってきた経緯があるが（注：予定価格を事前に公表することで、第三者から職員に対して価格情報を聴き出そうとする働きかけがなくなることを期待した措置）、職員への働きかけがあった場合に、職員自身がこれを抱え込む状態を放置したまま、価格情報の公表により是正を図るのは適切な手法とは言い難い。外部、内部からを問わず、不正な働きかけがあった場合には、速やかに上司に報告し、「入札等審査委員会（仮称）」での審議を経て、捜査機関に通報が行われる体制を構築すべきである。

## 6 職員倫理、服務規範の徹底（事件を風化させない仕組みの構築）

### （１）職員倫理行動規範（仮称）の策定

- ・前述のとおり、本町は小豆島という島しょに立地していることもあり、地縁、血縁に起因する人間関係の距離の近さから、役場職員は他の自治体職員よりも、公私の別をわきまえ、公務の適切な執行を確保するという観点では、難しい立場に置かれている。
- ・このため、外部、内部（特別職、公選職を含む。）からの圧力に屈しない高い公務員倫理を保持するための指針として「職員倫理行動規範」（仮称）（町長を含む特別職についての内容を含む。）を策定すべきである。

## (2) 定期的な研修の実施

- ・入札制度や契約事務に関する研修のほか、職員の公務員倫理や服務規範について、定期的に職員研修を実施すべきである。
- ・地域に公正な競争環境を醸成するためには事業者の協力が不可欠であることから、捜査機関の協力を得て、地域の事業者を対象とした入札契約制度の研修を定期的実施すべきである。
- ・なお、全国的には議員が関与する官製談合事件（東京都府中市・令和2年度、高知県香南市・令和3年度、東京都江東区・令和4年度、奈良県御所市・令和4年度など）も発生していることから、議会において議員を対象とした研修の実施について検討されることを望む。

## (3) 公正入札・官製談合防止マニュアル（仮称）の策定

- ・事業者への応接は原則、複数で行うこと、開かれたスペースで対応することなど、従来は暗黙知として継承されてきた対応等について明文化し、入札業務や公共工事に関係する職員が遵守すべき事務手順や、談合情報が寄せられた場合の対応などについて分かりやすく解説した「公正入札・官製談合防止マニュアル」（仮称）を策定すべきである。

## 第5 参考資料

### 土庄町官製談合再発防止対策検討委員会設置条例

(設置)

第1条 前町長が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）違反等の罪で起訴された事件に関し、その発生に至った課題の抽出及び再発を防止するための対策について検討を行うため、土庄町官製談合再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を町長に答申する。

- (1) 入札及び契約制度の検証及び課題の抽出
- (2) 官製談合防止法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為の再発防止に向けた取組の検討
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する答申をもって終了するものとする。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年土庄町条例第6号）の規定にかかわらず、日額20,000円以内で町長が定める額とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。



3 委員会は、必要により委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。  
(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

